

【イ. 飲食店への休業・営業時間短縮要請の協力金】

休業・時短要請、協力金についての問合せ：県コールセンター050-5211-6111

※大規模な集客施設等については別途要件がありますので、ご確認ください。

1. 対象となる店舗等

(1) まん延防止等重点措置期間(8月8日～8月19日)

■営業時間短縮要請

8月8日0時(準備期間を設けた場合8月12日)～8月19日24時までの期間で、以下の条件で要請に応じた飲食店等が対象

- ・ 終日酒類の提供を中止
- ・ 午後8時から翌日午前5時までの間の営業時間の短縮

※ 協力金の申請書は県の WEB ページに既に公開されていますが、措置期間が変わったことによって変更になることが推察されます。県や市の WEB サイトで最新情報をご確認ください。

(2) 緊急事態宣言の期間(8月20日～9月12日)

■休業要請、営業時間短縮要請

8月20日0時～9月12日24時までの期間で、以下の条件で要請に応じた飲食店等が対象

- ・ 酒類とカラオケ設備を提供する店舗は休業要請対象
- ・ その他の飲食店(酒類やカラオケ設備を終日提供しない店舗はこちらの基準で OK です)は午後8時から翌日午前5時までの間の営業時間の短縮
 - ▶ 通常の営業時間が午後8時前に終了する酒類を提供する飲食店についても、休業に応じた場合は支給の対象となります。

※ 申請手順などを含めた要項が県から示されていないため、県や市の WEB サイトで最新情報をご確認ください。

2. 支給条件等

(1) 対象事業者

- ・ 対象区域内の飲食店で、上記の要請に応じた事業者
- ・ 対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
- ・ 静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

(2) 支給条件

- ・ ふじのくに安全・安心認証(飲食店)を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
 - ▶ 裾野市商工会および観光協会が取り組む Project CCC SUSONO「安心な観光環境を目指す地域プロジェクト」の参加や Go To Eat の対象店舗となっていることでも、認証やガイドラインを遵守していることとなります。
- ・ 全ての期間において要請に応じていること

3. 協力金の申請について

- ・ 県の事務局への郵送のみ

【ロ. 静岡県中小企業等応援金】

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言において影響を受けている事業者のうち、休業・時短営業協力金の対象とならない事業者に対して、業種を問わず給付される国の制度「月次支援金」に上乗せまたは横出しする県の制度です。

現在、県から制度の詳細が示されていませんが、概要のみ情報を別紙の通り共有します。月次支援金の活用と合わせて最新情報をご確認ください。

担当：静岡県経営支援課 054-221-2700

🔍 インターネット検索

[静岡県 中小企業等応援金]

[月次支援金]

【ハ. 雇用調整助成金】

雇用主となっているみなさんが、従業員の雇用を継続するための費用を助成する国の制度です。

🔍 インターネット検索

[雇用調整助成金]

【ニ. そのほかコロナ対応の制度などのお知らせについて】

国の支援制度などは各省庁等の WEB サイトをご確認ください。

🔍 インターネット検索

[裾野市 コロナに関する情報]

[経済産業省 コロナ]

[厚生労働省 コロナ]

(情報取りまとめ)

裾野市産業部 産業振興課

電話：995-1857